平成３１年度公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター事業計画

事業推進重点	１　基盤の確立 （１）効果的な業務遂行のための安定財源の確保 （２）センターの知名度アップに向けた広報宣伝活動の推進 ２　戦略的な事業の推進 （１）暴力追放団体が行う活動に対する支援 （２）実戦的で一層充実した暴力団被害防止に向けた講習会・研修会等の開催 （３）事業所等に対する反社会的勢力に関する情報提供 （４）暴力団から離脱した者に対する社会復帰支援	
事業名	実施計画	事業内容
広報啓発事業 （第１号）	１　暴力追放県民大会の開催	○　「第２８回暴力追放岐阜県民大会」を８月２９日（木）不二羽島文化センターで開催する。 ○　記念講演として、暴排をテーマとした講演及び岐阜県警察音楽隊による演奏会を予定している。
	２　広報啓発宣伝事業の実施	○　センターの知名度を高めるため、各種団体及び行政機関等の広報媒体等を活用した広報宣伝活動を行う。 ○　暴排大会・運動等各種行事や企業への講演等に積極的参加し、知名度向上と暴力追放意識の普及高揚を図る。 ○　国・地方公共団体が行う暴力排除活動に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発に協力する。 ○　広報誌「暴追ネットワーク」、「暴力団撃退マニュアル」、暴排ポスター、各種冊子、センター記念品等を作成配布する。 ○　賛助会員に対し、暴力団情勢・反社対応要領・各種情報等を提供する「暴力追放だより」を随時発信する。 ○　時々の社会情勢に対応した、きめ細かい暴排指導を行うため、各業種別対応マニュアル等の冊子を作成する。 ○　新シンボルマークを一般に浸透させるため、ロゴマーク入り暴追啓発グッズを製作する。 ○　岐阜県防犯協会と共同して暴力追放（暴力団離脱就労支援）ポスター、同標語を募集する。

事　業　名	実　施　計　画	事　業　内　容
広報啓発事業 （第１号）	3　表彰事業の実施	○　地域、職域における暴力排除活動に功労のあった団体、個人を暴力追放県民大会において表彰する。
地域・職域支援事業 （第２号）	1　各地域、職域暴排活動支援事業の推進	○　「岐阜地区暴力団排除連絡協議会」等市民団体及び職域の暴排協議会と共同して、街頭活動でのビラ配り等、暴力追放活動に積極的に参加する。 ○　柳ヶ瀬地区の暴排拠点として、柳ヶ瀬暴追センター第１ビル・柳ヶ瀬地区特別警戒所の効果的な活用を図る。 ○　センターで保有する暴排ＤＶＤ・プロジェクター・電話機用ボイスレコーダー等の暴力追放機材を暴排団体に貸し出し、暴排活動の効率化を図る。
	2　各種団体、企業等の暴力排除活動に対する支援	○　企業のコンプライアンス部門の充実強化へ支援する。 ○　ホームページを活用し、事業所に対して暴排対応要領等を指導する。 ○　「暴力団対応要領」カレンダー、チラシ等を作成配布する。
	3　暴力追放推進委員活動の効果的な推進	○　地域及び職域に密着した積極的な暴力追放活動推進と暴力相談の補助業務を実施する。 ○　地域の暴力団等の動静や不法資金源等に関する情報を入手し、随時センター事務局に報告するシステムを構築する。
暴力相談事業 （第３号）	1　常設暴力相談事業の推進	○　多様化する相談事案に的確に対応するため、相談委員が全国研修会や民暴研修会等へ積極的に参加して暴力相談能力の向上を図る。 ○　センター常設相談委員と非常勤相談委員（委嘱した県弁護士会民暴センター弁護士、元警察官）との密接な連携による効果的な常設暴力相談を推進する。 ○　「反社会的勢力」及び「悪質クレーマー」等による行政対象暴力及び企業対象暴力排除に向けた対策に、重点的に取り組む。

事　業　名	実　施　計　画	事　業　内　容
暴力相談事業 （第３号）	２　暴力団の不透明化等に向けた、企業防衛塾（きぼう塾）の継続実施	○　企業防衛塾（きぼう塾）を随時開催し、「反社会的勢力」に対する対応の高度化を図るとともに、企業間の情報の共有化を図り暴力団の不透明化にそなえる。
	３　巡回暴力相談事業の推進	○　県下の賛助会員、企業、事業所等を計画的に巡回して、暴力相談事業の広域化と緊密化を図る。
	４　法律相談事業の推進	○　暴追センター第１ビル２階において、毎週水曜日民暴センター弁護士による無料暴力相談を実施する。 　その際、センター常設相談委員１名も適時帯同する。
少年対策事業 （第４号）	１　暴排条例が求める暴力団の影響を排除する活動の推進	○　保護者、雇用者、教育関係者、警察官等は、青少年が暴力団に加入しないよう、地域職域において、指導などの必要な措置を講ずる。
	２　青少年の被害防止活動の実施	○　警察本部生活安全部少年課、県青少年ＳＯＳセンター等と連携の上、青少年に対する犯罪やその福祉を害する事案への対応を強化する。 ○　パンフレット（「少年を暴力団から守るために」）を活用し、青少年を暴力団から守る活動を積極的に推進する。
暴力団離脱者社会復帰支援事業 （第５号）	１　暴力団離脱促進活動の実施	○　社会復帰アドバイザーと連携し、離脱促進事業を積極的に推進する。
	２　「暴力団離脱者社会復帰支援協議会」事業の推進	○　パンフレット（「暴力団離脱者の支援活動～受入れ企業の募集」等）を活用し社会復帰事業の積極的な広報と、離脱者受け入れ企業の拡大を図る。 ○　暴力団離脱者の社会復帰に関して、広域協定参加県との連携を強化し、刑務所・ハローワーク等関係機関と連携して、受刑者に対する社会復帰指導を行う等、暴力団離脱者社会復帰支援協議会の活性化を図る

事　業　名	実　施　計　画	事　業　内　容
公安委員会受託事業（第６号）	１　法定被害防止責任者講習会の開催	○　県下全域で年間２５回、１，５００人を目標に実施する。 ○　悪質クレーマー対策等ニーズに沿った講習に努める。 ○　「対応マニュアル」等の教材の充実を図り、分かりやすい講習を実施する。
不当要求情報管理機関援助事業（第７号）	１　情報支援活動の実施	○　「公益財団法人競馬保安協会」、「日本証券業協会」、「預金保険機構」等各協議会との連携を強化する。
被害者保護救済事業（第８号）	１　救済資金貸付事業の推進	○　反社会的勢力による身体又は財産損害に対する民事訴訟費用等の無利子貸付を積極的に行う。
	２　見舞金の給付事業の実施	○　暴力団員による傷害及び物的損害の被害者に対し、見舞金を支給する。
研　修　事　業（第９号）	１　少年指導委員研修会の実施	○　少年指導委員による少年に対する効果的な暴力団の影響排除活動推進のため、県警と合同の研修会を実施する。
	２　特定の職域団体等に対する講習会、講演活動の実施	○　単一職域･団体等、特定の目的に特化した個別講習会、講演会の充実に努める。
	３　暴力追放推進委員研修会の開催	○　当センターが委嘱している、暴力追放推進委員に対する研修会を開催する。
暴力団調査研究事業（第10号）	１　暴力団等の活動実態調査及び研究の実施	○　当センターの事業運営に反映させるため、責任者講習等を捉えアンケート調査を実施する。
	２　情報の収集、提供及び管理の厳格化	○　反社会的勢力の情報提供のための「暴力団情報検索システム」や「Ｇサーチ」、「登記情報提供サービス」の効果的運用を図る。 ○　収集した情報を適正かつ有効に活用するとともに、厳格な管理を徹底する。 ○　常設相談委員による暴力団情報等を収集するとともに、県警との適切な連携を図る。
	３　岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターとの情報交換	○　定期的に「民暴弁護士」との間で、新たな民事介入暴力手口の現状等について定期的な情報交換を実施する。